

越谷市住宅防火対策推進協議会設置要綱

平成14年2月1日決裁

(設置)

第1条 越谷市における住宅防火対策を総合的かつ効果的に推進し、もって火災の未然防止及び被害の低減を図るため、越谷市住宅防火対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は次の事項について協議する。

- (1) 住宅防火意識の高揚に係る広報等に関すること。
- (2) 住宅防火診断の実施及び推進に関すること。
- (3) 住宅用防災機器等の普及促進に関すること。
- (4) 住宅防火に係る高齢者等の災害弱者をはじめとする人命の安全確保に関すること。
- (5) その他住宅防火の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、関係行政機関の職員及び関係団体の推薦する者から、消防長が委嘱する。
- 3 協議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第4条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 会議は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認める場合は臨時に開催することができる。
- 4 会長は、必要に応じて、委員以外の者を出席させることができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任することができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、越谷市消防局予防課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成14年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年3月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。